

国立大学法人の会計制度について

1. 国立大学法人の会計制度

国立大学法人の会計制度は、複式簿記・発生主義という点では、企業会計に準じつつ、国立大学法人における業務の特殊性を考慮し、企業会計には見られない会計処理を取り入れたものとなっています。

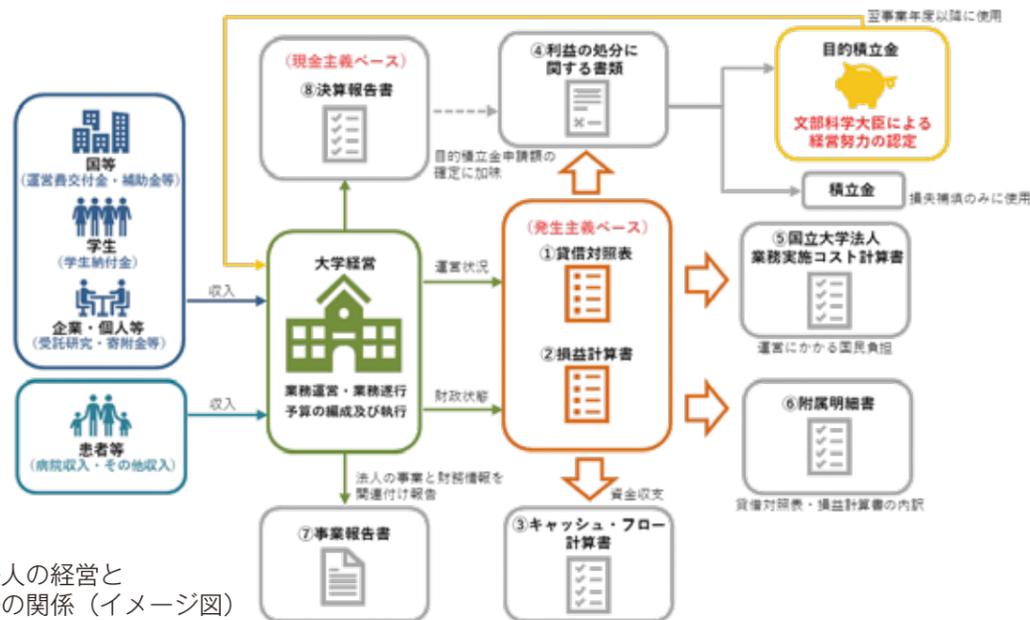
国立大学法人と民間企業との主な会計制度の主な相違点は以下のようになります。

<国立大学法人と民間企業との会計制度の違い>

	国立大学法人	民間企業
記帳形式	複式簿記	複式簿記
認識基準	発生主義	発生主義
会計基準	国立大学法人会計基準	企業会計原則
主な業務の目的	公共的性格を有する教育・研究等の推進	利害関係者の利益の最大化・企業価値の最大化
利益の獲得	目的としない	目的とする

2. 国立大学法人の財務諸表等

国立大学法人は、決算書（財務諸表等）を作成し、事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣へ提出し、承認を得ることとされています。国立大学法人の経営と財務諸表等の関係は以下のようになります。



国立大学法人の経営と財務諸表等の関係（イメージ図）

財務諸表の解説

① 貸借対照表 (B/S)	決算日（3月31日）における財政状況を明らかにするために、決算日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、報告します。
② 損益計算書 (P/L)	一事業年度（4月1日～3月31日）の運営状況を明らかにするために、実施した事業等により発生したすべての費用と収益を記載し、報告します。
③ キャッシュ・フロー計算書 (C/F)	一事業年度の資金の調達や運営状況を明らかにするために、資金の流れを「業務活動」・「投資活動」・「財務活動」の区分に分けて記載し、報告します。
④ 利益の処分又は損失の処理に関する書類	貸借対照表で算定された当期末処分利益と損益計算書で算定された当期総利益の処分の内容を表示します。
⑤ 国立大学法人業務実施コスト計算書	一事業年度の教育・研究・診療等の業務運営に要した費用（コスト）における、国民負担額（国民の税金で賄われている金額）を表示します。
⑥ 附属明細書	①～⑤の書類の内容を補足します。

上記のほか、⑦事業報告書及び⑧決算報告書を①～⑥財務諸表に添付して提出します。

3. 国立大学法人特有の会計処理について

国立大学法人特有の会計処理として、主に次のような会計処理が挙げられます。

① 収益の認識

運営費交付金、授業料、寄附金、補助金などは教育研究等の業務を実施する義務があることから、受領した際に一旦債務（負債）に計上し、その後、業務実施に伴い収益に替える会計処理をします。

例) 運営費交付金で業務を実施

運営費交付金受入		年度決算			
貸借対照表(B/S)		① 損益が均衡する場合		② 利益が生じる場合	
現預金 100	運営費交付金 債務 100	教育経費 100	運営費交付金 収益 100	教育経費 80	運営費交付金 収益 100
				利益 20	

年度決算①：通常通り業務を行うと、損益は均衡します。
年度決算②：費用が抑えられれば、利益が発生し当期末処分利益となります。

・運営費交付金の収益化基準

期間進行基準：時の経過に伴い業務が実施されたものとみなして運営費交付金債務を収益化（原則）
業務達成基準：業務の実施に伴い運営費交付金債務を収益化（プロジェクト研究等）
費用進行基準：費用の発生額と同額の業務が実施されたものとみなして運営費交付金を収益化（退職給付金等）

② 損益均衡

運営費交付金、授業料、寄附金、補助金などで固定資産を取得した場合、受領時の債務（負債）を「資産見返負債」に振り替えます。固定資産の減価償却に伴って資産見返負債は資産見返負債戻入という収益に振替えられ、これらの処理により資産・負債、収益・費用が均衡します。

例) 授業料で資産を取得

授業料受入	資産取得	年度決算（減価償却）
貸借対照表(B/S)		貸借対照表(B/S)
現預金 100	授業料債務 100	固定資産 80
		資産見返 授業料 100
		減価償却費 20
		資産見返 授業料戻入 20

③ 損益に影響しない会計処理

施設費等は、施設等の更新が必要などに出資者である国が責任をもって措置するものであることから、費用として認識しないこととなっています。したがって、償却資産を取得した場合、取得価格を資本剰余金（純資産）に振替え、減価償却時には減価償却費ではなく損益外減価償却累計額（資本剰余金のマイナス科目）を計上して、資本剰余金を減少します。

例) 国から措置された施設費で資産を取得

施設費受入	資産取得	年度決算
貸借対照表(B/S)		貸借対照表(B/S)
現預金 100	預り施設費 100	固定資産 80
		資本剰余金 80
		減価償却 累計額 △20
		損益外減価償 却累計額 △20

④ 利益の処分

未処分利益のうち、経営努力により生じた利益であると文部科学大臣から承認を受けた金額は目的積立金となり、中期計画で定められた剰余金の使途の範囲内において、翌年度以降に使用することが可能になります。

未処分利益	
経営努力で発生した利益 (現金の裏付けのある利益)	会計処理上の利益 (現金の裏付けのない利益)
↓	↓
目的積立金 (翌事業年度以降に使用)	積立金 (損失補填にのみ使用)

各事業年度の財務諸表等については、以下のホームページにて公表しております。

北海道大学ホームページ>広報・公開>情報公開等>法令等に基づく公表事項>独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報
>財務に関する情報 <https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/22jo/finance/>

